

令和 7 年度立入調査の結果

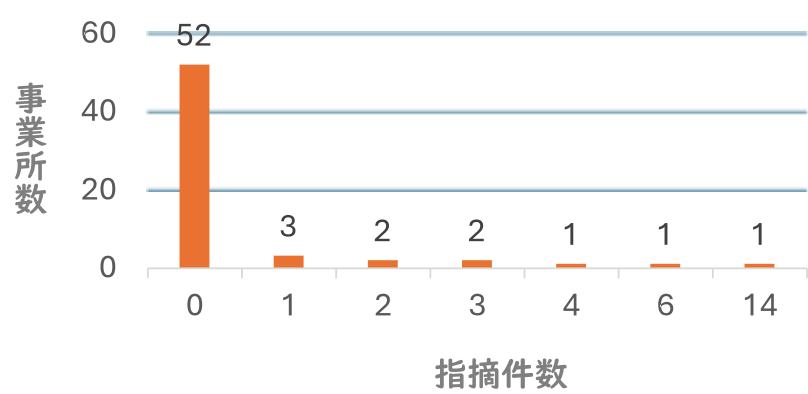
令和 7 年度職員配置確認監査の結果

令和 8 年度立入調査の変更点等

各種事例照会、質疑応答、苦情・通報等

令和 7 年度立入調査結果（居宅訪問型）

○立入調査の指摘状況（指摘件数毎）



【一口メモ】

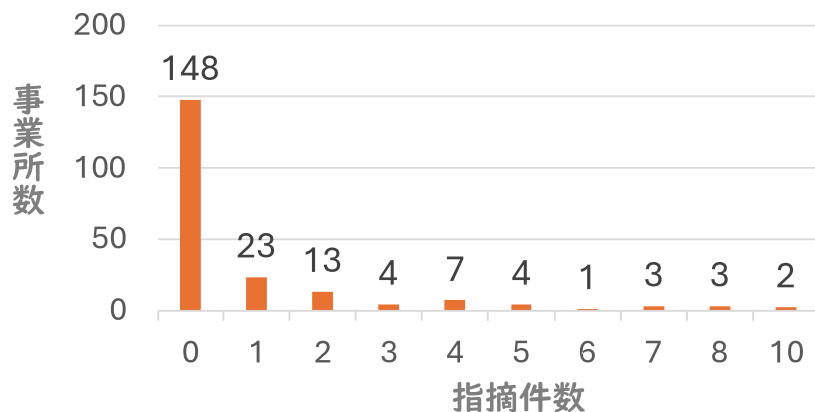
- ・ 令和 7 年度立入調査実施施設 62施設（那覇市・宮古島市除く）
- ・ 指摘 0 の事業所は約 8 割
- ・ 多数指摘事業所あり
- ・ 指摘事項の最も多い項目は、安全確保、次点で職員の健康診断、サービス提示

○主な指摘事項

項目	指摘件数	指摘の内容
安全確保	10件	・ 救命救急実技講習の未受講 ・ 安全計画の策定（マニュアル）が不十分
職員の健康診断	5 件	・ 職員の採用時又は年 1 回の健康診断未実施
書面交付・契約内容等説明	4 件	・ 契約内容の書面、説明内容が不十分（項目不足）
乳幼児帳簿	4 件	・ 契約書、入所時健康診断、年 2 回の健康診断、発育記録等が整備、保管されていない

令和7年度立入調査結果（施設型）

○立入調査の指摘状況（指摘件数毎）



【一口メモ】

- ・ R 7 立入調査施設208施設
(那覇市・宮古島市除く)
- ・ 指摘0の事業所が約7割
- ・ 指摘された事業所の約半数が複数指摘されている
- ・ 指摘最も多い項目は、安全確保で、次に乳幼児帳簿、有資格者数、児童検診、避難訓練など

○主な指摘事項

項目	指摘施設	項目	指摘施設	項目	指摘施設
安全確保	29施設	発育チェック	8 施設	感染症対応	3 施設
乳幼児帳簿	23施設	保育従事者数	6 施設	書面交付	3 施設
有資格者数	20施設	消防計画	5 施設	契約内容説明	3 施設
乳幼児検診	19施設	保育姿勢	4 施設	保育区画	2 施設
避難訓練	18施設	食事内容	4 施設	職員帳簿	2 施設
職員の健康診断	12施設	調理室	3 施設		

23

立入調査結果（施設型） つづき

○主な指摘事項の内容

項目	指摘件数	指摘の内容
安全確保	29施設	・ 安全計画の策定（マニュアル）が不十分 ・ 施設の安全対策（転倒・落下防止）が不十分 ・ 安全計画が職員や保護者に周知されていない ・ 救命救急講習不参加、定期的な訓練未実施 ・ 賠償責任保険未加入
乳幼児帳簿	23施設	・ 契約書、入所時健康診断、年2回の健康診断、発育記録が保管されていない
有資格者数	20施設	・ 資格保有者の不足
乳幼児検診	19施設	・ 入所時又は年2回の健康診断が未実施
避難訓練	18施設	・ 避難訓練（月1回）、災害等訓練（年1回以上）が未実施
職員の健康診断	12施設	・ 採用時又は年1回の健康診断未実施
発育チェック	8 施設	・ 発育チェックを毎月行っていない
保育従事者数	6 施設	・ 保育従事者の不足

24

1 基準不適合施設の状況（県所管施設、休止、R7新規設置届出除く）

- ・施設型：全195施設のうち19施設（9%）
- ・居宅訪問型：全58施設のうち12施設（29%）

2 施設型の基準不適合の主な内容

- ・有資格者の未配置（15施設）
- ・安全確保（15施設）・・・定期訓練未実施、安全計画・マニュアル未策定等
- ・乳幼児健診&帳簿（12施設）
- ・避難訓練（7施設）
- ・消防計画等（3施設）・・・消防計画未届出・防火管理者未選任
- ・発育チェック（3施設）

3 居宅型の基準不適合の主な内容

- ・集団指導不参加（9施設）
- ・職員の健康診断（4施設）
- ・安全確保（4施設）・・・救命救急実技講習未受講

4 課題

- ・基準不適合な状況が長期化し、改善の見通しがたたない施設がある。

25

認可外保育施設に対する行政処分・罰則等 （児童福祉法に基づく対応）

行政指導・行政処分

罰則

☐☐

☐ 改善勧告（法59条3項）行政指導

☐ 罰金（50万円以下）法59条5項 停止・命令違反

☐ 公表（法59条4項）行政指導

☐ 罰金（30万円以下）法59条1項 虚偽報告等

☐ 停止・閉鎖命令（法59条5項）行政処分

☐ 過料（50万円以下）法59条の2 設置・休止・廃止の未届・虚偽届出等

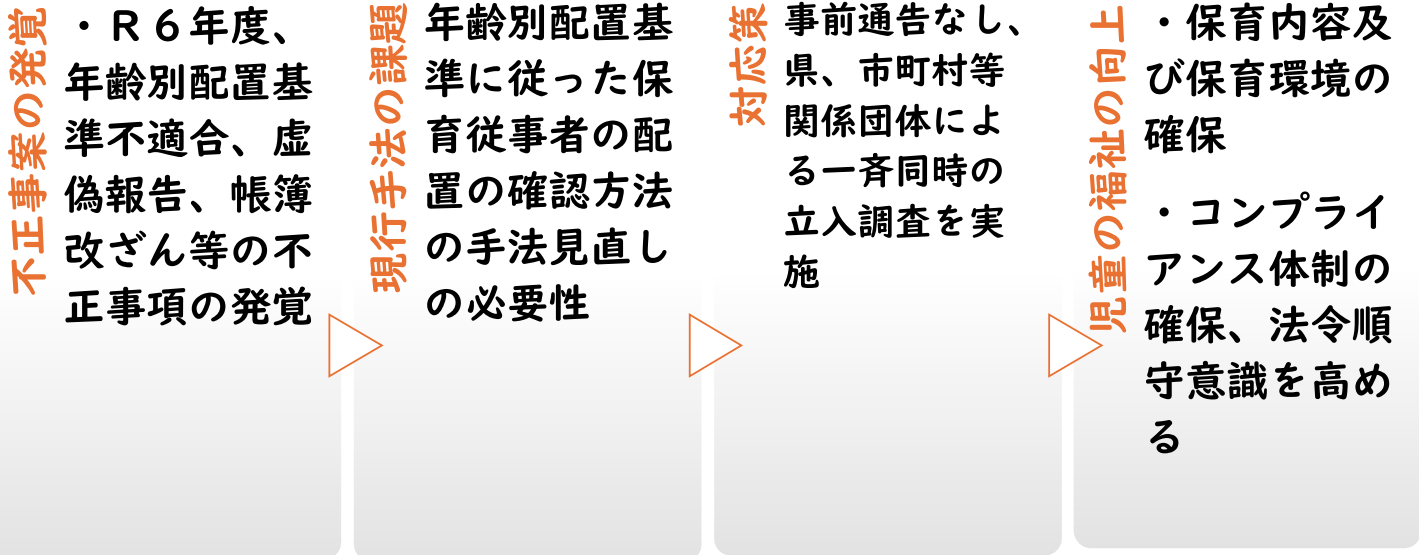
☆改善が容易な事項等（避難訓練等）が不適合であり、改善措置が講じられず 改善の見通しがたない施設は、改善勧告・公表といった行政指導を実施いたします。

☆また、期限内に改善報告がない施設についても、繰り返しの改善指導に対応いただけない場合は、改善措置が講じられず、改善の見通しがたない施設として取扱う可能性があります。

26

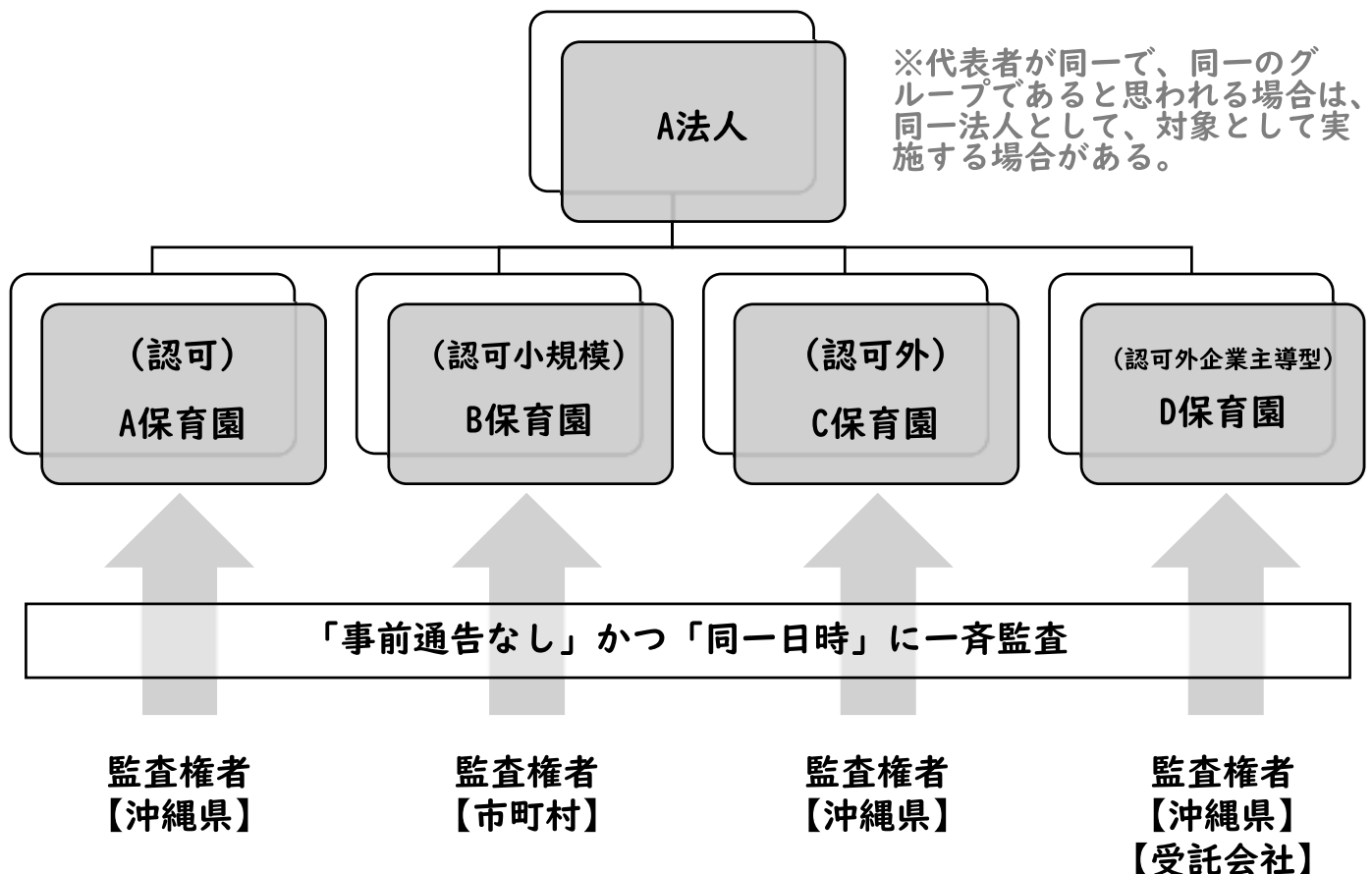
「職員配置確認監査（立入）」の実施

県は令和7年度から市町村等と連携して、同一法人で監査権限の異なる複数の保育所等を広域に運営している施設に対して、「事前通告なし」による同一日時に一斉に「職員配置確認監査（立入）」を実施する。



27

「職員配置確認監査（立入）」のイメージ



※通報等により同一法人に限らず、同一代表者である施設も含めて実施したケースがある。

28

1 R7年度職員配置確認監査を実施

10法人46施設（一部法人・施設は2回実施）

2 職員配置の重複報告等が発覚

2法人5施設にて、職員配置の重複報告等を確認

① 長期にわたり職員水増し報告

※それにあわせて、立入調査時に虚偽の説明・報告といった児童福祉法違反・保育従事者不足による基準不適合を確認

② 職員報告方法の誤認

※兼務職員の報告において誤認があった

3 行政指導・行政処分等

各所管団体で指導・処分、給付費返還請求等を実施

4 今後の対応

令和8年度以降も、引き続き「職員配置確認監査」を実施

29

立入調査日程の決定方法の変更

令和8年度から、年1回の「通常の立入調査」の日程通知の方法を変更いたします。

変更前

- ・調査月の2～3月前に日程通知



変更後

- ・年度初めに日程通知
- ・年間計画を県HPにて掲載

【理由】

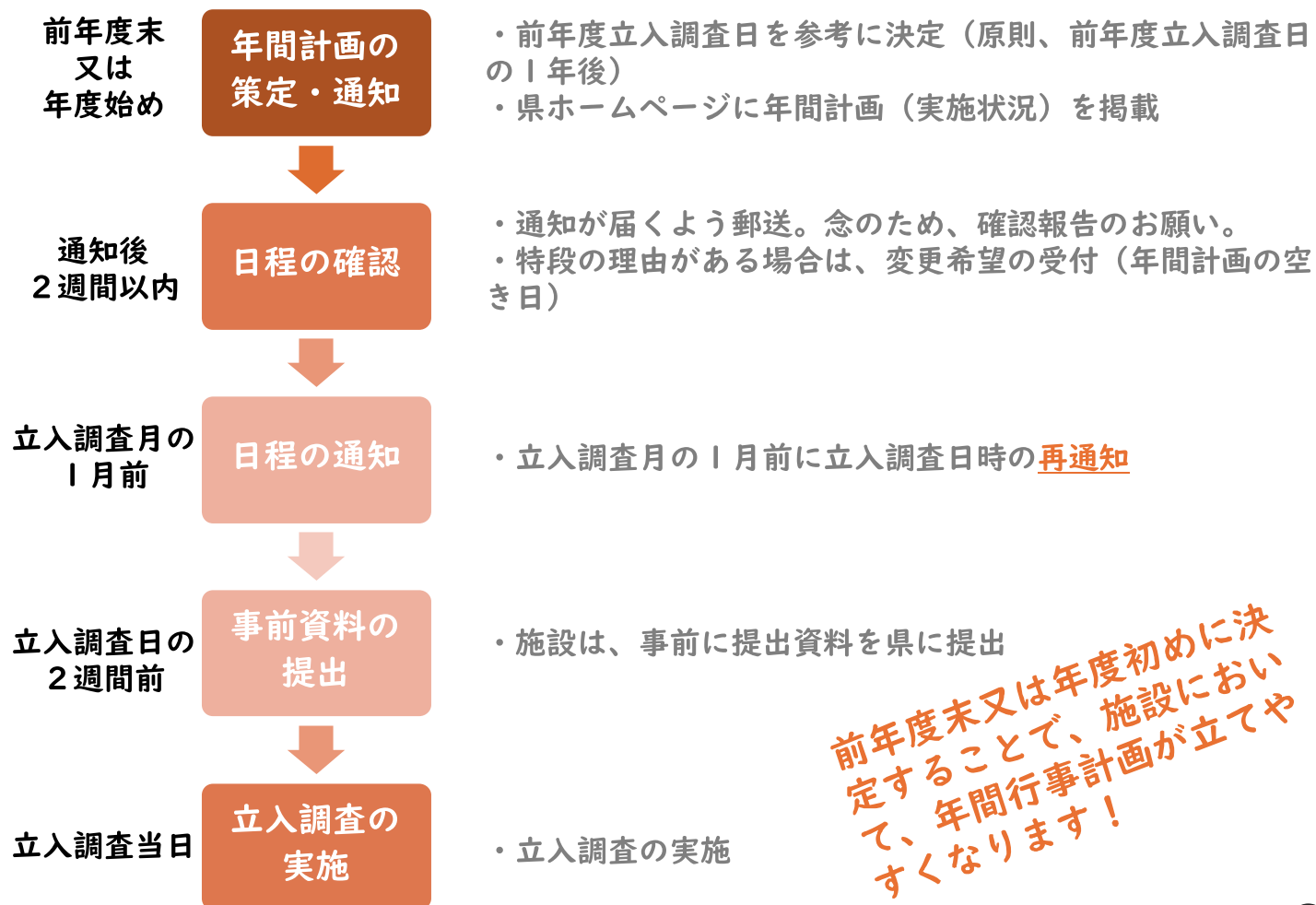
施設の皆様から、「立入調査の日程を早めに提示して欲しい。」「年間行事が立てにくい。」などのお声をいただいたことから、円滑な立入調査が実施できるよう日程調整の方法を変更いたします。

【協力依頼】

県では、毎年度多くの施設に対して、立入調査・巡回訪問等を実施して、円滑な立入調査が実施できるようご協力をお願いします。

- ・R8年度立入調査対象施設：約209施設（施設型：休止事業所除く）
- ・R8年度立入調査期期間：161日（6月～1月）参考：R8年度開庁日240日
- ・単純計算で1日1施設以上の立入調査の実施が必要となります。
- ・通常の立入調査以外にも、研修会、巡回訪問、特別立入調査、集団指導なども実施しているため、立入調査の日程はご希望に添えない場合がございます。

30



31

乳幼児の健康診断受診の確認の変更

認可外保育施設は、子供の健康の保持及び増進を目的として、入所時及び定期的に健康診断を実施する必要があります。こども一人ひとりの発達や心身の健康状態、疾病などを把握し、子どもへの適切な関わり方や配慮を検討するとともに、必要な支援につなげることができます。

児童の健康診断



- ・継続して保育している児童の健康診断を「利用開始時」及び「1年に2回」実施すること

施設が直接実施 できない場合



- ・保護者から、「健康診断書」又は、「母子健康手帳の写し」を提出させる

【現行】入所時健診の時期→入所日の前後3か月以内であればOK

現行

- ・入所時健診は、入所日の前後3か月以内

課題

- ・国Q&Aと異なる取扱い
- ・企業主導型と異なる取扱いで、施設側で対応に苦慮

変更後

- ・入所時健診は、入所前6か月以内
- ・入所前に未実施の場合は、入所後（利用開始後）ただちに実施

【見直し時期】令和8年度から見直し。ただし、令和8年度中は現行取扱いによる対応でも指摘事項とはしない。

32

Q71

入所前に健康診断を受診済みの児童で、別途園での健康診断を1回しか受けていない場合、指導の対象となりますか。

A71

入所前に受診済みであれば、その結果を保護者から提出いただくことで入所時の健康診断に代えることは可能です。入所後は、1年に2回、施設として健康診断を実施することが必要となります。個別の児童が、どのタイミングの健康診断を受診すべきかについては、直近の健康診断の受診からの期間などを考慮して判断するよう施設への指導をお願いします。（Q55も参考）

Q72

乳幼児の健康診断の「利用開始時（利用決定前）」について、時期は、いつからいつまでと解釈すればよいでしょうか。

A72

評価基準第7の3のaのとおり、なるべく、入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合には入所（利用開始）後、直ちに実施する必要があります。

なお、この場合、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよいこととなっておりますが、その健康診断のタイミングとしては、入所後の健康診断が1年に2回であることも考慮し、概ね入所半年前以降のものであればよいと考えられます。

Q73

利用開始時及び1年に2回の健康診断について、年度の途中（夏や秋）に入所した児童に対して受診を求める回数をどのように考えるべきでしょうか。

A73

評価基準の記載を参考に、概ね6か月に1回と考えていただきたい。

（3）児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。



33

児童の預かりのない施設の立入調査方法（変更）

「児童の預かりのない施設」に対する立入調査方法の見直し

従来

・「巡回訪問」

見直し

・「通常の立入調査」

<目的>

- ・県指導監督要綱に基づき、年1回の立入調査が必要
- ・施設型と居宅訪問型の取扱いの統一化

<立入調査時の確認方法>

- ・他と同様指導監督基準に適合しているか確認する。
- ・直近の受入れ実績がない場合、過去の対応やすぐにでも児童が預かれるような体制が確保できているかを確認する。

<運営していないと認められる場合>

- ・常時受入れ可能な体制が確保できておらず、運営していないと認められる場合は、「休止」又は「廃止」届出を行うよう指導を行う。

34

指導監督基準第7-(8)-ク

事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう訓練を実施すること。

施設型（6人以上）	施設型（5人以下）	居宅型（事業者）	居宅型（個人）
〔調査内容〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 〔評価事項〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	〔調査内容〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 〔評価事項〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	〔調査内容〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。 〔評価事項〕 職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。	〔調査内容〕 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。 〔評価事項〕 定期的に講習を受講していない。

基準適合の確認方法

（施設型）**定期的に訓練を実施**しているかを報告書等で確認

（居宅訪問型）**実技講習を定期的に受講**しているかを研修終了証等*で確認

*消防署や日本赤十字社が実施している救命救急実技講習を実施している場合は、当該講習で実技講習を実施していることから、研修終了証にて確認する。民間の研修を受講している場合は、専門資格者の指導のもと実技講習を実施しているか、研修プログラム等により確認する。

37

バウンサーを使用した寝かしつけ（周知）

2024年6月1日 乳幼児用揺動シート（バウンサー）のSG基準改正

【ポイント】

・乳幼児が寝付いた場合は、そのまま放置せずに、直ちにベビーベッドなど睡眠用の製品に移すように、表示及び取扱説明書の内容を変更するもの。
※米国において寝返りができない乳幼児がうつ伏せの体勢となって窒息死するという事故が相次いだため。

【改正前】

・保護者の目が届く範囲で使用することを前提として一時的な昼寝などには使用できる。



【改正後】

・乳幼児が眠った場合は、直ちに乳幼児用ベッドなどの睡眠用製品で寝かせる。

SG基準とは、「一般財団法人製品安全協会」が、一般消費者が使用する製品に対して、その安全を確保するための要件を定めたもの。

【問い合わせ】

・認可外保育施設で、午睡時、0歳児を長時間バウンサーで寝かせている。



・園に長時間の利用を行わないよう伝えているが、聞き入れてもらえない。



・行政に伝えても対応いただけない

⚠ 注意が必要な育児グッズ

寝返りができない乳幼児がバウンサーの中でうつ伏せの体勢となって窒息死するという事故がおきています。

⚠ 【注意が必要な育児グッズ】

バウンサー



⚠ 【注意するポイント】

・バウンサーを使用する際は、適切な使用を心がけ、こどもが寝ついた場合はそのまま寝かせておくことはせず、すぐにベビーベッドなどに移動させましょう

○バウンサーによる事故例（消費者安全法の重大事故等に係る公表について）

事故発生日：H30.11.9

製品名等：ベビーバウンサー（乳幼児の揺りかご椅子）

被害状況：死亡1名（0歳）

事故内容：乳児を1人で当該ベビーバウンサーに寝かせていたところ、当該製品の幌（水口）が当該乳児の顔を覆い、死亡。

38

要望事項

県に対して設置、変更等の届出したことの証明書を発行して欲しい。

※企業主導型保育施設等で、県に適正に届出等がなされているか確認できる書類を求められるといった事情がある。

現状

県では、特段、各種届出等の証明書の発行は行っていない。

<対応依頼>

① 郵送又は窓口持参<市町村窓口対応>

市町村提出時に届出書2部を提出、收受印押印のうえ1部を返却依頼

※郵送の場合は返信用封筒同封必須

② メール（e-mail）<市町村担当対応>

送信又は受領返信履歴による確認

<どうしてもなんらかの証明書発行を求める場合> 写しの料金又は証明書発行手数料等が生じる

① 公文書開示請求<県対応>

公文書開示請求により県が保有している公文書の開示請求

② 任意様式による証明書発行<県対応>

任意様式により、各種届出したことの証明書発行依頼